

自由意志懐疑論の可能性

—実験哲学の成果を踏まえて—

The Prospect of Free Will Skepticism in the Context of Recent
Experimental Research

稻荷森輝一

Abstract

This paper discusses the prospect of free will skepticism in the context of recent experimental research on our intuition about free will and moral responsibility. It will begin by arguing that free will skeptics have to prove four points: the validity of incompatibilist intuition, the nonexistence of incompatibilist free will, the possibility that this skepticism causes significant change in people's moral judgement, and the utility of accepting this skepticism. This paper will focus on the first and the third points, and show that it would be difficult for skeptics to prove them.

(1) 研究テーマ

本研究では、「人間は道徳的責任に必要な自由意志をもたない」とする自由意志懐疑論の可能性を、実験哲学の知見を踏まえて批判的に検討する。

(2) 研究の背景・先行研究

分析哲学における自由意志論では、道徳的責任に必要な自由意志の有無をめぐる問題が、もっぱら「両立論・非両立論」という対立軸で論じられてきた。Kane (1996) や Pereboom (2001; 2014) ら非両立論者が、道徳的責任（に必要な自由意志）は決定論的世界と両立しないと主張するのに対し、両立論者はこのテーゼを否定するⁱ。言い換えれば、自由意志の有無をめぐる問いは、自由意志という概念の定義問題を中心に議論されてきた。

そして、この定義問題における重大な係争点の一つは、責任帰属に関する我々の直観との合致であった。非両立論者は、私たちの直観は決定論的世界における責任帰属を認めないと考える。これに対し両立論者は、私た

ちの直観は、適切な条件下であれば、決定論的世界においても責任帰属を認めると主張する。

本研究で取り上げる「自由意志懷疑論」とは、この論争において非両立論の立場をとったうえで、現に私たちは道徳的責任に必要な自由意志を欠いている、と主張する議論を指す。より具体的には、決定論と非両立論を前提に自由意志の存在を否定する「ハードな決定論」や、この世界が決定論的か否かにかかわらず人間は道徳的責任に必要な自由意志をもたないとする「ハードな非両立論」(Pereboom, 2001)などがこの立場に分類される。

こうした自由意志懷疑論の主張は私たちの日常的感覚と乖離したものであり、容易には受け入れがたい。なぜなら、私たちは現に自由意志の存在を信じ(渡辺, 太田, & 唐沢, 2105, p. 61)、他者に道徳的責任を帰属させて生きているからである。こうした実践的な面に注意を向けるならば、自由意志懷疑論のような主張を真に受ける利点はないようと思われるし、そもそも私たちはこのような哲学的議論を真に受けて生きていくことなどできるのか、という疑問も湧いてくる。また実践的な考慮を抜きにしても、自由意志懷疑論の主張自体、はたしてどこまで正しいと言えるのか、という問題は根深く残るだろう。

近年興隆してきた実験哲学は、こうした問題に対して経験的な示唆を与えている。決定論と責任帰属に関して人々の直観を調査した研究はいくつかあるが、その先駆けと言えるのが Nahmias らの実験(Nahmias, Morris, Nadelhoffer, & Turner, 2005)だろう。Nahmias らは、「コンピュータによって世界のあらゆる出来事が予測可能な決定論的世界」に関するシナリオを読ませ、その世界において行為者が道徳的責任を負うかどうかを被験者に尋ねた。その結果、83%の被験者が責任帰属を認めるという結果が得られた。この結果だけをみれば、我々の直観的判断は両立論的であるという主張が支持されるように思われる。

だが、問題はそう単純ではない。なぜなら、Nahmias らの研究の後に行われた Nichols と Knobe の研究結果(Nichols & Knobe, 2007)からは、我々の直観は非両立論的であるとも考えられるからだ。Nichols らはこの研究でいくつかの実験を行っているが、その中でもとりわけ興味深いのは二つ目の実験結果である。この実験において Nichols らは、感情的反応を強く引き起こす(high affect)シナリオとそうした反応を引き起こさない(low affect)シナリオ、および決定論的宇宙(宇宙 A)と非決定論的宇宙(宇宙 B)のシナリオを用意し、これらを掛け合わせ四つの条件をつくった。Nichols らは被験者を high affect 事例と low affect 事例とにランダムに振り分け、各々の条

件で、半分の被験者には宇宙A、残り半分には宇宙Bを前提として与え、シナリオに登場する行為者の責任帰属を判断させた。結果は表の通りである。

まず low affect の方を見てみると、人々の直観は非両立論的であるように思われる。なぜなら、決定論的宇宙を前提したとき、責任帰属を認める割合は減少しているからだ。一方、high affect の方に注目すると、6割以上の人々が決定論的世界における責任帰属を認めていることが分かる。

	非決定論的宇宙	決定論的宇宙
High affect case	95%	64%
Low affect case	89%	23%

(Nichols & Knobe, 2007, p. 22)より

要するに、人々は感情的反応が引き起こされる事例においては両立論的直観を示す一方、そうでない事例においては非両立論的直観を示したということだ。

もっとも、こうした直観の差異の原因が感情に起因するものであるかどうかは定かでない。たとえば Sinnott-Armstrong (2008)は、Nichols らの実験における差異を生み出した原因を事例の具体性に求めている。Sinnott-Armstrongによれば、我々には直観を生み出す二つの心的システム、すなわち、具体的な物事についての直観を生み出すシステムと、抽象的な物事についての直観を生み出すシステムとが備わっている。そして、Nichols らの実験における low affect 事例と high affect 事例における被験者の判断の差異は、こうした二つの直観の差異による。彼はその根拠として、認識論的な問題について一般人の直観を調べると具体的な事例と抽象的な事例とで差異が見受けられること (Sinnott-Armstrong , 2008, pp. 220-21)、および、Nichols らの実験における low affect 事例と high affect 事例とではシナリオの具体性が異なっていたことをあげている。このように、はたして Nichols と Knobe の実験における直観の差異を生み出した原因が何であるのかについては議論の余地がある。

ただし、本稿ではこの問題をひとまず保留とし、むしろ、現に状況設定の如何によって、人々の直観は両立論的なものになるという経験的事実のほうに注目したい。このような実証的研究の成果を踏まえたとき、自由意志懐疑論、その中でも特に「こうした懐疑論を実際に引き受けて生きていくべきだ」という主張はどのように評価できるだろうか。本研究ではこの点について検討する。

(3) 筆者の主張

3-1 自由意志懷疑論は何を示さなくてはならないか

自由意志懷疑論を単に哲学的な議論としてではなく、我々が現に受け入れるべきものとして主張するためには、少なくとも次の四点を示す必要があると考えられる。

- ①責任帰属に関しては、非両立論的直観こそが正当であること
- ②私たちは、非両立論的直観が要請する自由意志をもたないこと
- ③哲学的議論が、現実の個別具体的な道徳判断に影響しうること
- ④実践的考慮を踏まえた上でなお、そうした変革を推し進めることができること

まず①と②についてだが、これらが必要であることは明らかだろう。なぜならここで問題とする自由意志懷疑論は、直観に照らしたとき、道徳的責任に必要な自由意志は非両立論的であること、および、世界の在り方に照らしたとき、そうした自由意志は存在しないことを前提する立場であるからだ。次に③についてだが、もし懷疑論者の言う通り、私たちは道徳的責任に必要な自由意志を欠いていたとしよう。それでもなお、自由意志懷疑論は私たちの実際の判断に影響しない可能性がある。つまり、私たちは自由意志に関する哲学的議論とは無関係に、今まで通りの道徳的実践を続けていくという可能性である。もしそうであるならば、「私たちは既存の道徳的営みを変えるべきである」という主張は非現実的なものとして退けられることになるだろう。最後に④についてだが、もし懷疑論者の主張が正しく、かつそうした哲学的主張が人々の判断に影響するものであったとしても、実践的考慮から懷疑論が退けられるという事態も考えられる。ゆえに懷疑論者は、その受容によって得られる便益の存在を示さなくてはならない。

本稿では以後、前章で紹介した実験哲学の知見を踏まえつつ、上記の論点のうち①と③について考察していく。

3-2 非両立論的直観こそが正しいと主張できるか

前章で挙げた Nichols らの研究をはじめとする近年の実験哲学における成果は、①を主張することの困難を示しているように思われる。なぜならこれらの研究は、人々の直観は必ずしも非両立論的ではないことを示唆していると考えられるからだ。この事実を受けた上で、なおも非両立論的判断こそが唯一正しい直観であると主張するためには、人々が現に下しうる両立論

的判断が誤ったものであることを示さなくてはならない。

そして、この問題について非両立論者の勝算は低いように思われる。たとえば Nichols & Knobe(2007)の high affect 事例において示された両立論的直観が誤りであると主張したければ、我々はそうした判断の原因となる要因——感情であれ、具体性であれ——に影響された判断が誤りであることを示さなくてはならない。しかし、これを示すことは容易でないと考えられる。

もし Sinnott-Armstrong (2008)が主張するように、両立論的判断と非両立論的判断のそれぞれが異なる心的システムによって生み出されたものであるとしたら、非両立論者は、一方の心的システムの生み出す直観的判断が誤ったものであることを示さなくてはならない。問題は、それを示すことができるのか、という点にある。たしかに、あるシステムが正常に機能した結果生まれる直観が「誤り」とされることもある。たとえばミュラー錯視における我々の直観は、ある意味で私たちの視覚システムが正常に機能した結果生まれるものである。しかし私たちは、一方の線が他方より長いという判断を誤りとして退けることができる。なぜなら、私たちは線の長さを測るなどして、この直観が間違っていると言うに足る根拠を示すことができるからだ。問題は、責任帰属に関しては錯視の場合と異なり、直観が誤りであるという証拠を示す手立てが（いまのところ）存在しないという点にある。ひょっとすると、様々な具体的な事例と抽象的事例における直観的判断を調査することで、具体的な事柄に関する直観は一般に多くの誤りを含むことが明らかにされるかもしれない。とはいっても、はたしてその見込みがどれだけあるかは未知数である。また、「具体的な事柄に関して、しばしば直観が信頼できないこと」は、必ずしも「具体性に起因する両立論的判断が誤っていること」までを示してはくれないだろう。

また、Pereboom (2014, pp. 74-82)の操作論証(manipulation argument)のように、両立論的直観から導かれる帰結と私たちの直観との不整合性を指摘し、それを根拠に両立論的直観の誤りを示す方法もあるが、これも見込みは少ないように思われる。なぜなら、こうした方法論で見出される（両立論的）直観の不整合は、まさにそれと対立する（非両立論的）直観との間に生じるものであり、非両立論の側を退けることで解消できてしまうように思われるからだ。

では、両立論的判断が具体と抽象といった二つの心的システムによるものではなく、感情の影響を受けたことによるものだったとしたら、我々は両立論的判断が誤りであると主張できるだろうか。私が考えるに、この路線もまた、非両立論者にとっては厳しいものになる。

第一に、責任帰属判断が感情に影響されていることそれ自体は、必ずしもそうした判断が誤りであることを含意しない。なぜなら、感情に影響された判断をどのように評価するかという問題は、道徳判断に関する理性主義と感情主義との対立に関わる問題であるからだ。道徳的・感情主義とは——広義に言えば——道徳判断において感情が主要な役割を果たしているとする立場である。この立場の妥当性に関しては論争が続いているものの、単に感情の影響のみを理由として両立論的直観を退けるのであれば、感情主義を論駁することが求められるだろう。

もっとも、感情主義を引き受け、そのうえで両立論的判断は過度に感情の影響を受けた誤った判断だと主張することもできなくはない。つまり、道徳判断において感情が重要な役割を果たしているにせよ、本来あるべき判断は非両立論的であると主張する道は、なお残されている (Nichols & Knobe, 2007, p. 18)。しかしこの場合、両立論的判断がいかなる仕方で不^当に感情の影響を受けているのか、それを説明する必要がある。

このように、両立論的直観が誤りであると主張するためには、第一に、それが生み出されるメカニズムを明らかにし、その上で、そのメカニズムから生まれる両立論的直観が誤りであることを示さなくてはならない。勿論、現段階でその不可能性が示されたわけではない。とはいっても、実験哲学の成果は、非両立論者に課せられた問題の難しさを明らかにしたと言えるだろう。

3-3 自由意志懐疑論は現実の道徳判断を変えることができるか

仮に自由意志懐疑論が非両立論的直観の正当性（論点①）を示すことに成功し、かつそうした直観が要求する自由意志の非存在（論点②）を論証するⁱⁱことができたとしよう。しかし、それだけではまだ、私たちが日々の生活や社会制度において受け入れるべき立場として自由意志懐疑論を主張するのに是十分でない。もちろん、非両立論的直観の正当性を示すことさえできれば、こうした両立論的態度を非難することはできるかもしれない。しかし、人々がこうした態度を改めることができると想定するならば、そのような非難、つまり、両立論的判断を下すべきではないという非難は妥当でないように思われる。なぜなら、一般に「～べし(ought)」は「～できる(can)」を含意すると考えられているからだ。

では、実際のところ、仮に道徳的責任に必要な自由意志の非存在が示されたとして、それは実際に下される責任帰属判断を変えることができるのだろうか。ハードな非両立論をとる Pereboom は、この問いにイエスと答えるだろう。彼は虐待を受けて育った凶悪犯、Robert Harris を例に挙げ、私たち

の反応的態度は行為者の来歴を知ることで掘り崩されると論じている (Pereboom, 2001, pp. 94-6)。こうした立場をとる論者からすれば、世界が決定論的であるということがいかなる事態であるのか、それをきちんと理解しさえすれば、我々の態度は変わることになる。

一方、Nahmias らや Nichols らの実験結果は、こうした主張と衝突するように思われる。なぜなら、これらの結果はまさに、個別具体的ないし感情が強く引き起こされる事例において、責任帰属判断が両立論的になることを示すものであるからだ。また、Nichols (2015, p. 155)は上記の Harris の例に関して、この事例における反応的態度の抑制は、あくまで Harris への同情や、彼を犠牲者として再評価することによって引き起こされたものであると主張している。もしそうであるならば、決定論という信念が、Harris の事例と同じように私たちの反応的態度を抑制することは考え難い。

ただし、自由意志懷疑論を支持するように思われる実験結果も存在する (渡辺, 太田, & 唐沢, 2105, pp. 62-3)。たとえば Brewer(2011)では、この世界が決定論的であるという課題文を提示することで自由意志信念の程度が低下し、それに伴って責任帰属の程度が低下、一方ゆるしの動機づけは増加することが示されている。また、 Shariff, et al.(2014)では自由意志信念の低下によって応報刑の量刑判断が軽くなることが示されている。

とはいえる、こうした事実から、直ちに論点③が示されたと結論づけるのは性急である。なぜなら、これらの実験はいずれも責任帰属の程度が低下することを示しただけであり、それが放棄されることまでは示していないからだ。むしろこれらの結果は、自由意志信念や責任帰属の頑健さを表していると解釈することさえできる。また、より重大な問題として、こうした実験で操作された自由意志信念の内実を考慮する必要がある。たとえば Pereboom などの非両立論者が考える「道徳的責任に必要な自由意志」には、究極的原因に近い内容が含まれる。しかし、Brewer (2011)において用いられた質問紙の項目にはこの能力に直接言及するものではなく、究極的原因のような自由意志信念の変化が見られたと言つてよいかは微妙であるⁱⁱⁱ。ゆえに、この実験結果と哲学的な自由意志懷疑論を安直に結びつけることは差し控えたほうが無難だろう。

以上を踏まえると、実験哲学の成果は今のところ、3-1 で提示した③の論点についても、自由意志懷疑論が劣勢にあることを示していると考えられる。なぜなら懷疑論者の側は、決定論を前提しても人々は責任帰属を放棄しないという事実を退けるに足る論拠を提示できていないからだ。彼らが③を示すためには、彼らの支持する自由意志信念が操作されることで、人々の責任帰

属が大幅に低下することを示さなくてはならないと考えられる。

(4) 今後の展望

まずは責任帰属の直觀に関わる①と③の論点についてより明確な結論が待たれる。また、本稿では3・1で挙げた4つの論点のうち②と④については論じなかった。もし①が退けられた場合、②を論じる意味は薄れるかもしれない。しかしそれでもなお、依存症患者に対する刑罰の問題や自己決定の問題など、実践的文脈で自由意志の有無が問題となることは避けられないだろう。ゆえに、責任帰属に必要な自由意志の存在を全面的に否定することはできないにせよ、④に関する論点として、具体的な問題で私たちが前提すべき自由意志概念については検討を続ける必要があると考えられる。

i 両立論者に支持されてきた理論としては、責任帰属に関する P. F. Strawson (1962) や Frankfurt (1971) らの議論が代表的である。

ii この論点を示す根拠としては、経験科学的事実との不整合 (Pereboom, 2001, pp. 69-88; 2014, pp. 65-70) などが挙げられる。

iii 責任帰属の低下と比較し、自由意志信念の低下は小さかった点にも注意が必要である。

(5) 参考文献

- Brewer, L. E, 2011, "Forging Freely: Perceptions of Moral Responsibility Mediate the Relationship between Belief in Free Will and Willingness to Forgive", Unpublished master's thesis, Retrieved 12 5, 2020, from <http://diginole.lib.fsu.edu/etd/3044>
- Frankfurt, G. H, 1971, "Freedom of the Will and the Concept of a Person", *Journal of Philosophy* 68, 5 - 20.
- Kane, R, 1996, *The Significance of Free Will*, Oxford University Press.
- Nahmias, E., Morris, S., Nadelhoffer, T., & Turner, J, 2005, "Surveying Freedom: Folk Intuitions about Free Will and Moral Responsibility", *Philosophical Psychology* 18 (5), 561 - 584.
- Nichols, S, 2015, *Bound: Essays on Free Will and Responsibility*, Oxford University Press.
- Nichols, S., & Knobe, J, 2007, "Moral Responsibility and Determinism: The Cognitive Science of Folk Intuitions", *Noûs* 41(4), 663 - 685.
- Pereboom, D, 2001, *Living Without Free Will*, Cambridge University Press.
- Pereboom, D, 2014, *Free Will, Agency, and Meaning in Life*, Oxford University Press.

Shariff, A. F., Greene, J. D., Karremans, J. C., Luguri, J. B., Clark, C. J., Schooler, J. W., Baumeister, R. F., & Vohs, K. D, 2014, "Free Will and Punishment: A Mechanistic View of Human Nature Reduces Retribution", *Psychological Science*, 25(8), 1563 - 1570.

Sinnott-Armstrong, W, 2008, "Abstract + Concrete = Paradox", In J. Knobe, & N. Shaun, *Experimental Philosophy*, Oxford University Press, 209-230.
Strawson, P. F, 1962, "Freedom and Resentment", *Proceedings of the British Academy* 48, 1 - 25.

渡辺匠, 太田紘史, 唐沢かおり, 2015, 「自由意志信念に関する実証研究のこれまでとこれから : 哲学理論と実験哲学、社会心理学からの知見」, 『社会心理学研究』, 31(1), 56 - 69.

(北海道大学)